

鳥栖市緊急事業支援給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により営業等に特に大きな影響を受けている法人等・個人事業主の方を対象にした緊急的な給付金で、事業者の事業継続、経営安定化を支援します。

給付の対象者

- 鳥栖市民税の納税義務者である法人等（※）・個人事業主で、今後も事業を継続する事業者
- ※法人等…資本金等の総額が10億円未満または常時使用する従業員数2,000人以下が対象

給付の要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月から同年7月までのいずれか単月の売上が、前年同月の売上と比較して50%以上減少していること。
- ※新規創業等で前年との比較ができない場合は別途ご相談ください。
※2019年12月31日までに新規創業した方が対象となります。
- 鳥栖市税を滞納していないこと。
 - 暴力団等に関与していないこと。

給付上限額

- 法人等 **限度額 30万円**
- 個人事業主 **限度額 15万円**

※本給付金の給付は、1対象者につき、1回限りとします。

申請方法・期間・送付先（受付場所）

●郵送受付

5月1日（金）～8月31日（月）※当日消印有効

送付先：鳥栖市商工振興課（〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地）

●窓口受付

5月7日（木）～8月31日（月）平日9時～12時・13時～17時

受付場所：鳥栖商工会議所（電話番号 0942-83-3121）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送受付を基本とします。

給付金の給付

申請書に記載された金融機関口座へ振り込みます。

申請書等の配布

- ・鳥栖市役所商工振興課 ・鳥栖商工会議所
- ※鳥栖市ホームページからダウンロード可



■お問合せ先（鳥栖市緊急経済対策事業運営協議会）

- 鳥栖市商工振興課 電話番号 0942-85-3605 〒841-8511 鳥栖市宿町1118
- 鳥栖商工会議所 電話番号 0942-83-3121 〒841-0051 鳥栖市元町1380-5

提出書類

< 法人等の場合 >

(1) 鳥栖市緊急事業支援給付金給付申請書	様式第1号
(2) 誓約書	別紙1
(3) 提出書類チェックリスト・振込先	別紙2、通帳の写し
(4) 資本金の額がわかる書類、鳥栖市内で事業を営んでいることが分かる書類	登記事項証明書の写し ※すでにセーフティネット保証(4号・5号)または危機関連保証の認定を受けた事業者は、認定証の写し(鳥栖市が認定したもの)を代わりに提出できます。 ※法人の場合で、市外に本社があり、市内には支店のみ所在している場合、鳥栖市に提出した「法人市民税確定申告書」の写し等の提出が必要です。
(5) 2020年2月～7月までのうち、売上が減少した月(対象月)の売上が分かる書類	経理ソフトから抽出した売上データ書類、エクセルで作成した売上データ書類、手書きの売上帳の写しなどいずれか1つ
(6) ①対象月の属する事業年度の直前の年間売上が分かる書類及び②(5)の対象月の前年同月の売上が分かる書類	①(5)の対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控えの写し ※收受日付印が押されていること(電子申告の場合は送信確認表や受信通知の写しを添付) ②法人事業概況説明書の控えの写し(2枚)

< 個人事業主の場合 >

(1) 鳥栖市緊急事業支援給付金給付申請書	様式第1号
(2) 誓約書	別紙1
(3) 提出書類チェックリスト・振込先	別紙2、通帳の写し
(4) 2020年2月～7月までのうち、売上が減少した月(対象月)の売上が分かる書類	経理ソフトから抽出した売上データ書類、エクセルで作成した売上データ書類、手書きの売上帳の写しなど、いずれか1つ
(5) ①2019年の年間売上が分かる書類及び②(4)の対象月の前年同月の売上が分かる書類	< 青色申告の方 > ①2019年分の確定申告書第一表の控えの写し ※收受日付印が押されていること(電子申告の場合は送信確認表や受信通知の写しを添付) ②所得税青色申告決算書の控えの写し(1・2枚目) ※申告決算書を提出していない場合は2019年の月ごとの売上が分かる帳簿(売上台帳等)の写し < 白色申告の方 > ①2019年分の確定申告書第一表の控えの写し ※收受日付印が押されていること(電子申告の場合は送信確認表や受信通知を添付) ②2019年の月ごとの売上が分かる帳簿(売上台帳等)の写し